

IHR（2005年）の改正に関するQ&A（一般の方向け）

令和6年6月21日 更新

問1 「国際保健規則」とは何ですか。

「国際保健規則（International Health Regulations:IHR）」は、人や物の国際的な移動や貿易を不必要に妨げることを避けつつ、感染症等疾病の国際的なまん延を最大限防止することを目的として、世界保健機関（WHO）憲章に基づいて採択された規則です。

IHRには、国境における日常の衛生管理や緊急事態発生時の対応に関してIHR参加国が最低限備えておくべき事項等が規定されています。

問2 2022年5月の第75回WHO総会において採択された第59条等の改正内容について教えてください。また、どのような目的で改正されたのでしょうか。

第59条はIHRの効力が発生するまでの期間に関する条項ですが、2022年5月に採択された改正により、改正の効力が発生するまでの期間が24か月から12か月に変更されました。

この改正により、2024年5月以降に採択される改正の効力発生のための期間は12か月になります。

また、改正に対する「拒否」又は「留保」（一部の拒否も含む）のための期間についても、保健総会がIHRの改正を採択した旨をWHO事務局長が通報する日の後18か月とされていましたが、2022年5月に採択された改正により、10か月に変更されました。

これらの改正は、世界の健康危機への対応を強化することを目的としています。政府としても新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験を踏まえて、できる限り迅速に世界が次の健康危機に備え、対応できることが重要であると考えています。

問3 国際保健規則（IHR）の第59条等の一部改正について、拒否・留保の回答期限が2023年末でしたが、日本政府の回答について教えてください。また、2024年6月に第77回WHO総会において採択された、その他の改正事項に関する拒否及び留保の期限はいつですか。

2022年5月の第75回WHO総会において採択された、第59条等の改正を拒否又は留保する（従う意向がないことを回答する）期限は2023年12月1日でした。この第59条等の改正について、日本は留保していません。また、2024年6月に第77回WHO総会において採択された、その他の改正事項に関する拒否及び留保の期限については、改正の採択に関するWHO事務局長による通報後10か月までになります。

問4 日本はどのような改正案を提案したのでしょうか。

2022年9月に日本が提出した改正案には、例えば、IHR（2005年）で、WHOへ通報を行う判断が情報不足によって困難であるような事象について、迅速にWHOに通報し、適当な保健上の措置についてWHOと協議すべきとする案や、入手した保健情報に関連する個人データの取扱いについて、公衆衛生リスクの評価及び管理のために開示を行う場合に、事前に情報提供国の同意を得る必要があるという案が含まれています。また、国際クルーズ船をはじめとした輸送機関における保健上の措置をより効果的に行えるようにするための改正案も提出しました。これら改正案の原文は、WHOのホームページで閲覧可能です。2024年6月に第77回WHO総会で採択された改正には、日本が提出した改正案が基になったものも一部含まれています。

https://apps.who.int/gb/wgihhr/pdf_files/wgihhr1/WGIHR_Submissions-en.pdf

問5 IHRの改正によって、WHO加盟各国でワクチン接種などが強制されたり、人権が無視されたりするようなことはありますか。

新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、IHR（2005年）を改正するための議論が2022年から2024年まで行われました。

2024年6月に第77回WHO総会で採択されたIHR改正には、各国の自主的な判断を妨げるような内容や、ワクチンの強制接種をはじめとした基本的人権の侵害について懸念を生じさせるような内容は、含まれていません。政府としては、人間の尊厳、人権及び基本的自由は尊重されるべきものであると考えています。

問6 IHRの改正によって、WHOが国家の主権を侵害することはあるでしょうか。

新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、IHR（2005年）を改正するための議論が2022年から2024年まで行われました。

2024年6月に第77回WHO総会で採択されたIHR改正には、WHOによる国家主権の制限について懸念を生じさせるような内容は含まれていません。日本政府としては、新型コロナウイルス感染症のような甚大な影響を及ぼす感染症に関しては国際社会が一致して対応する必要があり、日本の国益を確保する上でも、パンデミックの予防、備え及び対応を強化するため、国際的な規範を強化することが重要であると考えています。日本の経験や知見を踏まえ、日本をはじめ各国の主権の尊重を大前提としつつ、IHR改正の交渉に建設的に参加してきました。

問7 2024年6月に第77回WHO総会で採択されたIHR改正の内容はどこで見られるのでしょうか。

2024年6月に第77回WHO総会で採択されたIHR改正の内容は、WHOのホームページで閲覧可能です。下記のURLをご参照ください。

https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA77/A77_ACONF14-en.pdf

問8 IHRの改正の内容は、誰がどのように決めたのでしょうか。

IHRには、194のWHO加盟国にリヒテンシュタイン及びバチカンを加えた196か国が参加しており、これら196か国が、WHO総会の下部に位置付けられたIHR改正に関するWHO加盟国作業部会(WGIHR)において改正案を議論しました。最終的なIHR改正案一式は、第77回WHO総会において、全加盟国のコンセンサスで採択されました。

問9 今回のIHR改正の主な内容を教えてください。

IHR(2005年)では、疾病の国際的拡大により他国に公衆衛生リスクをもたらすと認められ、潜在的に国際的対策の調整が必要な異常事態を「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(Public Health Emergency of International Concern: PHEIC)」であると定められています。この定義に加えて、「(1)地理的広範囲に感染が拡大し、(2)国内の保健システムの対応能力を超える又は超える高いリスクがあり、(3)国際交通・貿易を含む実質的な社会経済的破綻が起こりえる場合であり、かつ(4)政府及び社会全体のアプローチを通じたより強固な国際的協働が求められる状況」が「パンデミック緊急事態」と定義されました。

その他、IHRの原則に「公平性」が追加され、「パンデミック緊急事態」を含むPHEIC発生時には、医薬品等へのアクセスを促進するための協力を強化する内容や、IHRの効果的な実施を促進するための委員会の設立が、新たに盛り込まれました。

問10 今回のIHR改正における日本の貢献について教えてください。

2022年9月に日本が提出した改正案は、問4への回答に記載のとおりです。2024年6月に第77回WHO総会で採択された改正のうち、日本が提出した改正案が基になった改正は、リスクの高い事象(原因不明なものも含む)について国と国との間又は国とWHOとの間で情報共有を強化することや、国際クルーズ船をはじめとした輸送機関におけるより効果的な保健上の措置の実施などを規定し、世界の健康危機への予防、備え及び対応に資するものとなっています。

問 11 IHR の改正によって、日本国内にどのような影響があるのでしょうか。

問 9 への回答に記載のとおり、今回の IHR 改正には、「パンデミック緊急事態」を含む健康危機を適切に予防し、それに備え、対応するために不可欠な各国の対応能力構築及び IHR の実施を強化する内容が含まれています。特に、新たに「パンデミック緊急事態」が定義されたことによって、日本としても、国際的に事態がどのような状況にあるのかをよりの確に理解し、対応できるようになります。

また、「パンデミック緊急事態」の対応においては、一部の国ではなく、すべての国において感染症の制御のための取組が十分に実施されることが感染拡大の制御のために重要です。今回の改正を通じて、「パンデミック緊急事態」を含む PHEIC 発生時の国際的な協力が強化されることで、日本を含むすべての国が、将来の健康危機により効果的に対応することができるようになります。

問 12 IHR の改正と「パンデミック条約」はどう関連するのでしょうか。

背景として、2021 年 12 月の WHO 総会の特別会期中に、WHO 加盟国は、パンデミックへの予防、備え及び対応を強化するため、WHO 憲章に基づく条約、協定、又はその他の国際文書（いわゆる「パンデミック条約」）を起草し、交渉することで一致し、政府間交渉会議（INB）の設置を決定しました。

INB の設置に際して、WHO 総会は、「パンデミック条約」と IHR（2005 年）の間に、整合性や補完性を持たせることに留意しました。2022 年 2 月に INB の最初の会合が開催されて以来、2024 年 5 月の第 77 回 WHO 総会に成果物を提出することを目指して交渉が行われてきましたが、同総会での交渉妥結には至らず、同総会において交渉の延長が決定されました。2025 年 5 月の第 78 回 WHO 総会、またはそれよりも早い妥結を目指して、「パンデミック条約」の交渉は継続されることとなっており、その内容については今後の交渉の中で決定されます。

また、現行の IHR(2005 年)の第 57 条は、参加国が IHR の実施を促進するための特別な条約又は取決めを締結する又は作成する可能性を含め、他の国際協定との関係を規定しています。

これら 2 つの文書による枠組みが相互に補完し合うことで、世界の公衆衛生のより良い協調が実現されることが期待されます。

問 13 「パンデミック条約」について、日本政府の見解を教えてください。

WHO の枠組みにおいて交渉が行われている「パンデミック条約」については、外務省のホームページで情報提供を行っております。下記の URL をご参照ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page23_004456.html

「パンデミック条約」に関する追加のご質問やご意見がございましたら、外務省にお問い合わせいただきますようお願いいたします。